

第2弾

「宮古市エネルギー価格高騰緊急支援給付金」

のお知らせ

燃油価格高騰の影響により、事業継続に苦慮している市内の事業者を対象に、エネルギー価格上昇相当分の一部を緊急的に給付します。

※宮古市が独自で行う取り組みです。国・県の支援策とは異なりますのでご注意ください。

対象要件

下記のいずれにも該当する者

	法人	個人
共通	市内に事業所を有し、事業を営む者で、事業継続の意思がある者	
	令和5年4月～令和6年3月までの間の連続する6か月分の対象経費が前年または前々年同期と比較して増加している者	
	市税を完納している者	
業種	電気・ガス・熱供給・水道業、公務を除く全業種	農業・林業、漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、公務を除く全業種
売上高	申請日の直前に終了した事業年度の売上高が200万円以上	令和5年1月～12月の売上高が100万円以上
利益率または売上減少	(1)申請日の直前に終了した事業年度の営業利益率もしくは売上総利益率が前事業年度と比較して減少	(1)令和5年1月～12月の営業利益率もしくは売上総利益率が令和4年同期と比較して減少
	(2)直前に終了した事業年度の売上高が、前事業年度の売上高と比較して20%以上減少	(2)令和5年1月～12月の売上高が、令和4年同期の売上高と比較して20%以上減少

支給額

支給対象経費	電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油などのエネルギーに関する経費 ※事業用の経費に限ります。
給付額	令和5年4月～令和6年3月までの間の連続する6か月分の支給対象経費から前年同期または前々年同期の支給対象経費を差し引いた額の1/2(千円未満切り捨て) ※「宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金」を受給済みの場合は、その給付額を差し引いた額
給付上限	1事業者あたり100万円

申請

申請受付	期日 令和6年1月22日(月)から7月31日(水)まで 時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
申請場所	宮古市役所 2階 産業支援センター *「郵送の申請」も受け付けます。(〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号)

申請に必要なもの

	法人	個人
①	申請書兼請求書(様式第1号) ※申請書兼請求書は、市産業支援センターで配布のほか、市ホームページからダウンロードできます	
②	申請日の直前に終了した事業年度の売上高が確認できる書類の写し (決算書など)	令和5年1月～12月の売上高合計が確認できる書類の写し (確定申告書)
③	(1)申請日の直前に終了した事業年度および前事業年度の営業利益率または売上総利益率が確認できる書類の写し (決算書など上記のとおり2期分) (2)直前に終了した事業年度および前事業年度の売上高が確認できる書類の写し (決算書など上記のとおり2期分)	(1)令和5年1月～12月および令和4年同期の営業利益率または売上総利益率が確認できる書類の写し (確定申告書一式など上記のとおり2期分) (2)令和5年1月～12月および令和4年同期の売上高が確認できる書類の写し (確定申告書一式など上記のとおり2期分)
④	令和5年4月～令和6年3月までの間の連続する6か月分の支給対象経費および前年または前々年同期の支給対象経費が確認できる書類の写し (試算表、決算書、確定申告書一式、決算・申告に基づいて作成した会計諸帳簿など上記のとおり2期分)	
⑤	振込指定口座の通帳等の写し ※申請者本人の口座に限ります。	
⑥	本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ※代理申請の場合は、委任状(様式第2号)と、委任者及び被委任者の本人確認書類	
⑦	該当者のみ	「宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金」受給済みの者は、その支給決定通知書

問い合わせ

宮古市産業振興部 産業支援センター

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

TEL: 0193-68-9092、68-9067

FAX: 0193-63-9120

メール: sangyo@city.miyako.iwate.jp